

大潟村地域活性化起業人制度(企業人材派遣制度)実施要綱

令和4年7月1日

要綱第4号

令和7年4月30日一部改正

要綱第4号

(目的)

第1条 この要綱は、地域活性化起業人制度(企業人材派遣制度)推進要綱(令和3年3月30日付け総行応第78号総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知)に基づき、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化、自然エネルギーの活用、地方圏へのひとの流れの創出等の取組を推進するため、本村における地域活性化起業人制度(企業人材派遣制度)の実施に関して、その適正な運用を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 三大都市圏 国土利用計画(全国計画)(平成20年7月4日閣議決定)に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。
- (2) 地域活性化起業人 派遣元企業から本村に派遣される者であり、次の条件を満たす者であること。
 - ア 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者(三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。)または、三大都市圏外指定都市、中核市、及び県庁所在市(以下「指定都市等」という。)に所在する企業等に所在する企業等に勤務する者(三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する者を含む。)であること。
 - イ 入社後3か月未満の者を除き、企業等からの派遣の際、現に受け入れ自治体の区域に勤務する者を除く。
 - ウ 6か月以上3年以内の期間、継続して本村に派遣され、前条に定める目的を達成するための業務に従事する者をいう。
 - エ 派遣期間中の主たる勤務地が本村の区域内にあり、次の条件を満たす者であること。
 - (ア) 毎月の勤務日数を対象として、本村の開庁日の半分以上で本村の区域内において業務に従事すること。

(イ) 派遣期間中の全期間において、本村の開庁日の半分を超えて、本村の区域内にて従事すること。

(3) 派遣元企業 前号の業務に従事する者を本村に派遣する企業等をいう。

(職務)

第3条 地域活性化起業人は、次に掲げる職務に従事するものとする。

- (1) 地域独自の魅力や価値の向上に関する業務
- (2) 地域経済の活性化に関する業務
- (3) 自然エネルギーの活用に関する業務
- (4) 地方圏への人の流れの創出に関する業務
- (5) その他目的達成に資するための業務

(協定の締結)

第4条 村長と派遣元企業の代表者は、受入条件や費用負担その他必要な事項に関し協議を行い、合意した事項について協定書を作成するものとする。

(委嘱と身分)

第5条 村長は、派遣元企業より推薦があった者のうちから、業務を遂行できると判断された者を地域活性化企業人として委嘱する。

(受入期間)

第6条 派遣元企業から地域活性化起業人を受け入れる期間(以下「受入期間」という。)は、1年とし、最長3年まで延長することができる。

2 受入期間を延長する場合は、1年ごとに延長するものとする。

(給与及び経費負担等)

第7条 地域活性化起業人に対する給与、社会保険及び経費負担等については、派遣元企業と村との協議の上これを定めるものとする。

(勤務時間等)

第8条 地域活性化起業人の勤務時間、休憩時間、休日及び年次有給休暇等の勤務条件については、派遣元企業と村との協議の上これを定めるものとする。

(災害補償)

第9条 地域活性化起業人が村の業務上又は通勤途上において死傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償は、派遣元企業の規定に基づき派遣元企業が処理するものとする。

(解嘱)

第10条 村長は、地域活性化起業人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

- (1) 自己の都合により辞任を申し出たとき。
- (2) 派遣元企業の都合により業務を継続できなくなったとき。
- (3) 心身の故障のため業務を遂行することが困難であると認められるとき。
- (4) その他地域活性化起業人として必要な適格性を欠くと認められるとき。

(守秘義務)

第 11 条 地域活性化起業人は、職務上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要事項については、村長と派遣元企業の代表者が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 30 日から施行する。